

指定申請書参考様式 一覧

目次

【参考様式1】 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別ファイル）

【参考様式2】 組織体系図

【参考様式3】 管理者等の経歴書

【参考様式4】 実務経験（見込）証明書

【参考様式5】 平面図及び概要写真

【参考様式6】 設備・備品等一覧表

【参考様式7】 主たる対象児を特定する理由等

【参考様式8】 障害児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

【参考様式9】 児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

【参考様式9】 別紙 役員名簿

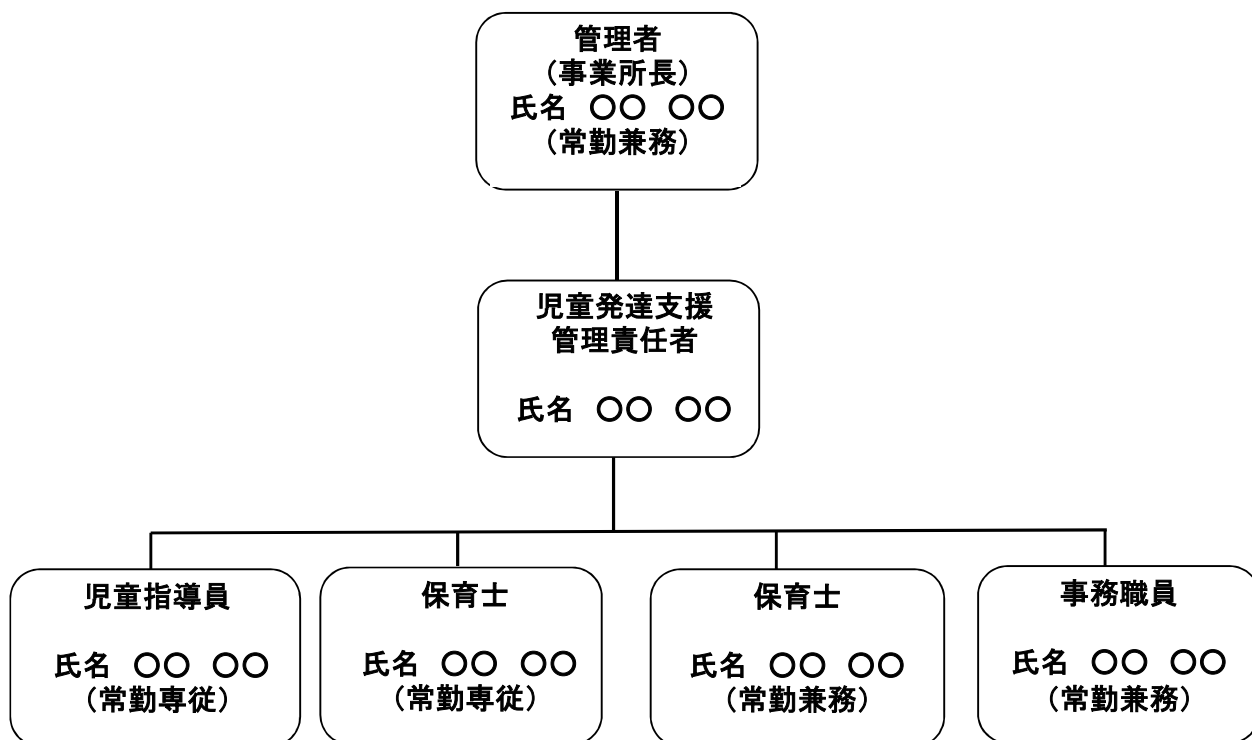
【参考様式10】 協力医療機関等との契約の内容（別ファイル）

(参考様式2)

組織体系図

事業所名: _____

申請するサービスの種類: _____



備考1 兼務職員については、兼務する職名を必ず併記してください。

(参考様式4)

実務経験（見込）証明書

(宛先) 新潟市長 年 月 日 番 号

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名 印
電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

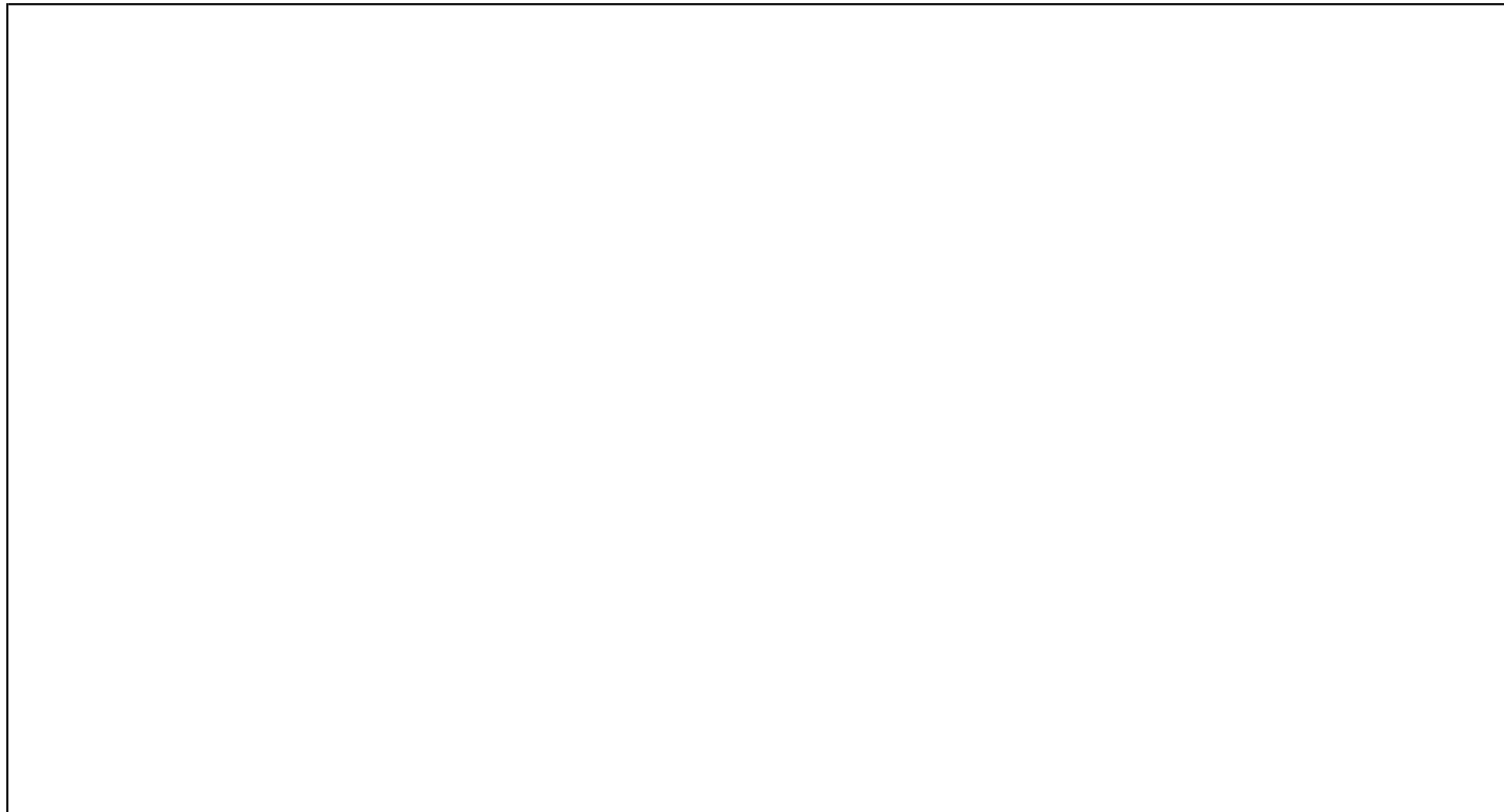
氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業務期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
うち当該事業の要件に必要な実務に従事した日数	日
業務内容	職名 ()

- (注) 1. 施設又は事業所名欄には、放課後等デイサービス等の種別も記入すること。
2. 業務期間欄は、要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません。)
現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入してください。
3. 業務内容欄は、看護師・生活指導員等の職名を記入し、本来業務について、放課後等デイサービス事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等、具体的に記入すること。
4. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

(参考様式5)

平面図

事業所の名称	
--------	--



備考1 各室の用途及び面積を記載してください。

2 当該事業所 の専用部分と他の事業所等との共用部分がある場合はそれぞれ色分けする等して使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式7)

主たる対象児を特定する理由等

事業所・施設名	
指定障害児支援の種類	

- 1 主たる対象児の障害の種類 ※該当するものを○で囲むこと。
- 肢体不自由児 ・ 盲児 ・ ろうあ児 ・ 難聴児
- 知的障害児 ・ 自閉症児 ・ 重症心身障害児
- 精神障害児 (細分なし ・ 発達障害児のみ)
- 2 主たる対象児の障害の種類を1のとおり特定する理由
- 3 今後における主たる対象児の拡充の予定
- (1) 拡充予定の有無
- あり ・ なし
- (2) 拡充予定の内容及び予定時期
- (3) 拡充のための方策

(参考様式8)

障害児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

支援の種類	
事業所名	

措置の概要	
1	障害児又はその保護者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者
2	円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順
	※具体的な対応方針
3	その他参考事項

備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。

(参考様式 9)

児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 所在地
名称
代表者 住所
氏名

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項各号の規定】（一部要約）

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 21 条の 5 の 19 第 1 項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第 21 条の 5 の 19 第 2 項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
- 5 の 2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が第 21 条の 5 の 24 第 1 項又は第 33 条に 18 第 6 項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- 7 申請者と密接な関係を有する者が、第 21 条の 5 の 24 第 1 項又は第 33 条の 18 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。
- 9 申請者が、第 21 条の 5 の 24 第 1 項又は第 33 条の 18 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により事業の廃止をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者が、第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 11 第 9 号の規定する期間内に第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人の役員等又は当該届出に係る法人でない者の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 12 申請者が、指定の申請前 5 年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 13 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 6 号まで又は第 9 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 14 申請者が、法人でない者で、その管理者が第 4 号から第 6 号まで又は第 9 号から 12 号までのいずれかに該当する者であるとき。

